

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 25 日

安芸太田町長 小坂 眞 治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

安芸太田町

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

（共通）○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	2 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

（共通）担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

（共通）地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

（全域）基幹作物の水稲については中心経営体への集積を進め、低コスト化も合わせて図る。地域の農産物の付加価値の向上を図る 6 次産業化の取組や新たな特産品の開発を目指す取組に対して支援を行う。

広島市と連携した「ひろしま活力農業」の研修制度を活用し葉物野菜産地の育成とハウス栽培に取組む新規就農者等の中心経営体育成を図る。

農業経営の効率化のために、水利用・水管理の効率化・省力化・水利施設の保全を図る。

小規模零細で稲作主体の自給的農家が大半を占め、高齢化による農業従事者の減少が進み生産量や耕作面積も減少傾向にあるなかで、中心経営体以外の農業者は今後地域農業を支えていく中心経営体の事業展開に農地集積等可能な範囲で協力する。